

よくある質問(FAQ)

区分	質問	回答
制度関係	1. 交通災害共済とは、どのような制度ですか。	この共済制度は、加入者が交通災害(交通事故による災害)があった場合に、被害の程度に応じて見舞金をお支払いする総合扶助の制度です。
	2. この制度上の交通災害とは何ですか。	この制度上の交通災害とは、自動車、原動機付自転車、自転車、電車、貴社、航空機、船舶その他の交通機関の交通途上におけるその運行に起因する接触、衝突、墜落、転覆等による人の死傷(自損事故を含む)で、日本国内において発生したものをいいます。
	3. 交通事故で加入者自身はケガをさせませんが、相手にケガをさせた場合、共済見舞金は支給されますか。	支給されません。 この共済制度は、加入者が交通災害に遭った場合に、当該加入者又はその遺族に対して共済見舞金を支払う制度であり、相手への共済見舞金は支給できません。
	4. 交通事故でケガはさせませんが、自動車が傷付いてしまった場合に、共済見舞金は支給されますか。	支給されません。 この共済制度は、加入者が交通災害に遭った場合に、入院日数および通院日数等に応じて共済見舞金を支払う制度であり、物の破損等に関する共済ではありません。
	5. 交通災害であっても、共済見舞金が支給されない場合がありますか。	次の場合は、支給しません。 (1) 自殺 (2) 無免許運転の場合又はその事実を知らずながら同乗した場合 (3) 酒気帯び運転又はその事実を知らずながら同乗した場合 (4) 故意又は重大な過失 (5) 加入者又は加入者以外の見舞金受取人の犯罪行為 (6) 事故の原因が地震、洪水、暴風雨等の天災又は内乱、暴動等の異常事態 ※ 道路交通法その他の法令に違反した場合は、共済見舞金の全部又は一部が支給されないことがあります。
加入関係	1. この共済に加入できる人は、どのような人ですか。	この共済に加入することができる方は、加入する際、現に組合市町村に住所を有している方で、その市町村の住民基本台帳に登録されている方です。 なお、上記に掲げる者と生計を同じくしている方で、就学のため当該組合市町村区域外に住所を有している方も加入できます。
	2. 掛金はいくらですか。また、倍額支払えば、支給額も倍になりますか。	掛金は一人500円です。 掛金は500円以上納めることはできませんので、支給額も倍額にはなりません。
	3. 年度の途中でも加入することができますか。	加入できます。 ただし、掛金は年度途中の加入であっても一人500円となります。
	4. 加入後に他の市町村に転出した場合は、加入資格はどうなりますか。	加入後に、他の市町村へ転出した方についても、共済期間満了する日までは有効となります。
車両関係	1. 交通災害共済の支給対象となる交通機関は、具体的にどのようなものをさしますか。	自動車、原動機付自転車、軽量車(自転車、馬車等)、トロリーバス、路面電車ケーブルカー、ロープウェイ、航空機、船舶、シニアカー(電動車いす)などです。
	2. 歩行中に転倒してケガをした場合、対象となりますか。	車両等の運行に起因していないため、対象となりません。 ただし、転倒後に車両にひかれてケガをした場合は対象となります。
	3. 自動車で道路を走行中に、単独で転倒し負傷した場合は対象になりますか。	対象となります。 ただし、自転車を押して歩いているときに転倒した場合は対象となりません。
	4. 車両等を遮断して行われた自転車競技中のケガは対象になりますか。	対象となりません。 車両の運行を遮断して行われているため、一般交通の用に供する場所とは認められないため。
	5. 停止中の自動車が自然に動きだし、それにひかれてケガをした場合は、対象になりますか。	対象となります。
	6. 自動車から降りようとして、ドアに手を挟んだ場合は、対象になりますか。	このような事案は、本来交通事故として扱われないため、対象となりません。
	7. バスの乗降の際、ステップで足を滑らせてケガをした場合は、対象になりますか。	対象となりません。
	8. タクシーの後部座席に客として乗車中に、急ブレーキにより頭をぶつけてケガをした場合は、対象になりますか。	対象となります。
	9. 田んぼや畑で耕運機での農作業中にケガをした場合は対象になりますか。	対象となりません。 耕運機は道路交通法の車両に該当せず、農作業中は、交通として捉えられないためです。
	10. 幼児用乗用具(三輪車等)は、車両に含まれますか。	含まれません。 タイヤが16インチ以下で、制動装置のないものは、車両には該当しないためです。
	11. エレベーター又はエスカレーターに乗っていて踏み外して転倒しケガをした場合は、対象になりますか。	対象となりません。 エレベーター及びエスカレーターは、条例で定めている交通機関に含まれないためです。
	12. シニアカー(電動車いす等)で交通災害に遭った場合、対象になりますか。	平成28年度以降の交通災害から対象となります。
	13. 馬に蹴られてケガをした場合、対象になりますか。	対象となりません。 ただし、道路交通法により牛馬は、軽車両とされているため、道路上の事故の場合は対象となります。
	1. 申請書等に様式はありますか。	申請書等の様式については、山梨県市町村総合事務組合のホームページでダウンロードすることができます。 なお、診断書については、入院日数及び実治療日数がわかるものであれば様式によらなくてもかまいません。
	2. 加入以後、他の市町村へ転出した場合の手続きはどうなりますか。	加入以後、他の市町村へ転出した場合は、加入した市役所・町役場にて手続きを行ってください。
	3. 共済期間中に2回以上交通事故によりケガをした場合に共済見舞金は支給されますか。	共済見舞金は、交通事故によりケガをした都度お支払いしますので、共済期間内の事故であれば何回でも支給対象となります。
	4. 交通事故に遭い、まだ治療中ですが、請求をすることができますか。	請求することはできますが、1件の交通災害につき、共済見舞金の請求は1度しかできませんのでご注意ください。
	5. 未成年者は共済見舞金の請求又は受領ができますか。	できません。 受給権者が未成年の場合には、法定代理人(親権者又は後見人)がこれをおこないます。 なお、未成年者でも婚姻をしている場合には、成年に達したものとみなされ、請求及び受領することができます。

請求関係	6. 加入者本人が交通事故で死亡した場合、共済見舞金の受取人は、誰になりますか。	本人の遺族に支給します。 遺族については、この制度の趣旨からして、加入者と生計において最も密接な関係にある者に共済見舞金を支給します。 したがって、遺族の範囲及び順位は次のとおりです。 (1) 配偶者 (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で加入者の志望の当時生計を同じくしていた者 (3) (2)に掲げる者以外の者で、加入者の死亡の当時生計を同じくしていた者 (4) (2)に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
	7. 生計を同じくするとは、どのような場合ですか。	生計を同じくするとは、次のような場合です。 (1) 同居の場合 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに孤立した生活を営んでいると身とめらるる場合を除き、これらの親族は生計を同じくしているものとする。 (2) 同居以外の場合 金部、就学、療養等の都合上ほかの親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に街頭するときは、これらの親族は生計を同じくしているものとする。 ア 当該ほかの親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、就学等の余暇には当該ほかの親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合。 イ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合。
治療・算定期間	1. 治療実日数とはなんですか。	入院の日数と通院の日数を合算した日数をいいます。
	2. 複数の医療機関等を受信した場合はどうなりますか。	すべての治療実日数を合算します。 ただし、1日に2つ以上の医療機関等で治療等を受けた場合の実治療日数は1日として計算します。
	3. 事故でケガをした箇所を治療中に、ほかの傷病が見つかり、入院することになりましたが、いつまでが算定期間になりますか。	(1) 入院の原因となる傷病(脳梗塞等)が、事故に1%でも起因している場合には、治療期間の全部が算定期間となります。 (2) 入院の原因となる傷病が、事故に起因するものでない場合には、入院中事故で受傷した傷病の治療にかかった日数だけが対象となります。 ※ (1)(2)ともに、事故で受傷した傷病の治療に対して入院の必要性について医師に記載してもらい、入院扱いとするか通院扱いとするか判断することになります。
	4. 診断書等を文書もらいに病院に行った場合は、通院日数に含まれますか。	併せて診療されていなければ通院日数には含めません。
	5. 交通事故による治療のため、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の施術を受けた期間も、算定期間に含まれますか。	次の場合にのみ、算定期間に含まれます。 あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の治療に係る施術証明書に、次のいずれかの書類が添付されている場合 (1) その施術に係る意思の同意書又は診断書にその旨の記載があるもの (2) その施術に係る自賠責保険等が支払われている場合は、そのことがわかる書類
交通事故証明書等	1. 自動車安全運転センターの交通事故証明書を交付してもらうには、どうすればいいですか。	申請書が自動車安全運転センター(南アルプス市)又は最寄の警察署等に備えてありますので、当該用紙で申請し取得してください。(有料) ただし、保険請求等のために取得した交通事故証明書の写しの提出でもかまいません。 なお、軽微な被害であっても事故が起きたときは、ただちに警察署又は最寄の交番に連絡し、事故の状況を警察官に説明し、事故を確認してもらうようにしてください。
	2. 交通事故証明書がなければ、請求できませんか。	組合規則で定める書類又は、「交通事故申立書」を提出していただければ請求できます。 ただし、「交通事故申立書」での請求の場合は、見舞金額が入院時4万円、通院時2万円までを限度として決定します。※令和3年3月31日までに交通災害に遭われた方は入院3万円、通院2万5千円までが限度となります。
	3. 事故に遭い、救急車で搬送されたため、救急搬送証明書を提出するが、交通事故によるものであることが記載されていません。 このような形の証明書でも、見舞金は請求できますか。	請求できます。 なお、診断書に交通事故が原因であることも明記してもらってください。 また、内容確認のため交通災害申立書を添付してください。
	4. 事故に遭い、一旦家に帰ってから具合が悪くなり、救急車を呼びました。事故現場からの搬送ではないですが、その救急搬送証明書で請求することができますか。	請求できます。 なお、診断書に交通事故が原因であることも明記してもらってください。 また、内容確認のため交通災害申立書を添付してください。